

—著作権の制限—

私的使用のための複製

会員 白濱 秀二*

【相談 1】

高校生 X は、ある著名な歌手のコンサート会場において、自らの使用のためにその演奏を録音した。X のこのような行為は著作権侵害に該当するのか？また、その演奏を録音したものをダビングして、希望するクラスメートに無償譲渡する行為はどうか？さらに、それを一部の親しい友人に販売する行為はどうか？

(参考事例：文化庁ホームページ「著作権 Q & A」)

【相談 1 解説】

I. はじめに

個人が自己又は限られた範囲内において、私的使用を目的として著作物を複製した場合には、著作権法第 30 条の規定により、例外的に著作権（複製権）の侵害にはあたらないとされております。しかし、近年、複製機器、録音録画機器の急速な発展、さらには音楽交換サイト等による音楽、映像の違法な譲渡等によって、私的使用による著作権の制限を見直す必要性が問われています。また、平成 11 年改正法から適用されている私的録画補償制度についても様々な問題点が指摘されています。したがって、実務上これら私的使用に関する著作権関係の業務を取り扱う場合に、弁理士としてその事案に適切に対処するために、あらかじめその法解釈について検討しておく必要があると考えます。

II. 私的使用目的の複製の許容及びその限界について

1. 規定の概要

(1) 規定の趣旨

著作物の私的使用のための複製については、著作権法（以下、法という）第 30 条に規定されています。著作物を複製する権利は著作者が専有するものでありますが（法第 21 条）、いかなる場合であっても、著作権を利用する場合には、著作権者の許諾が必要であるとすれば、かえって、文化の発展に寄与する（法第 1 条）

という法目的に反することになるので、一定の場合には著作権の効力が及ばないとされております（法第 30～47 条）。30 条もそのうちの一つであり、「著作物を個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときには、次に掲げる場合を除き、その使用をする者が複製することができる。」と規定されております。

これは、「そもそもは、個人的にまたは家庭内等で使用する程度であれば著作物等の複製も権利者に及ぼす影響は少なからうという配慮があったであろうし、法律が個人の領域や家庭等に入り込むことを避けようとした面もあったであろう」（斉藤博「著作権法・第 2 版」有斐閣、223 頁）ことから規定されたものであると考えられております。

(2) 規定の要件

個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下、「私的使用」という。）を目的として、その使用をする者が著作物を複製する場合に、本規定は適用されます。その要件を具体的に検討すると以下のとおりであります。

① 私的使用であること（法第 30 条第 1 項柱書）

私的使用とは、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内における使用をいい、私的使用を目的としたものであれば、著作物の種類を問わず、公表されたものか否かをも問わず、その複製が認められます。

i) ここで、「個人的又は家庭的その他これに準ずる限られた範囲内」とは具体的にどのような範囲を指すのが問題となります。

「個人的」とは、仕事上での使用等を除き、その著作物を使用する者自身が自らの使用のために著作物を複製する行為をいい、家庭的とは親、子、兄弟等の範囲内においてそれら家族の使用のためにその家族を構成する者の一人がその著作物を複製する行為を指すことについて疑義は生じないと思います。しかし、「こ

* 日本弁理士会 H17 年度著作権委員会
実務ガイドライン作成部会

れに準ずる限られた範囲」という漠然とした範囲は、一体どのような範囲までをいうのかが明確ではありません。判例では、使用するものが少数かつ特定されていることが必要であり、一般の企業内で使用するためにコピーをする場合等は私的使用にはあたらないとされています（東京地判昭和52年7月22日「舞台装置設計図」事件）。また、「人数的には、家庭内に準ずることから通常は4～5人程度であり、かつ、その間の関係は家庭内に準ずる親密かつ閉鎖的な関係を有することが必要」（著作権審議会第5小委員会報告書（昭和56年））とされており、したがって、「これに準ずる限られた範囲」とは、最低限、メンバー相互間に強い個人的結合関係があること、すなわち、家庭に準ずる程度の人数で、かつ、「特定」された集団であることが必要であると解されます。

② 使用する者が複製すること（第30条第1項柱書）

その著作物を使用する者自らが複製をすることが必要であります。ただし、その際、使用する本人との関係で補助的な立場にある者（例えば、親のために子供が複製する等）が本人に代わって複製することは許容の範囲に収まりますが、使用する本人からの注文により複製を業とする者が行う複製となると、もはや私的使用のための複製から逸脱すると考えられています（「著作権法・第2版」齊藤博 有斐閣，224頁）。

③ 公衆の使用に供されることを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合ではないこと（1項1号）

たとえ私的使用を目的とした場合であっても、著作権者の許可なく、店頭その他の施設（営利、非営利目的を問わず）に設置されているダビング機を利用してCDやビデオ等を複製することは著作権侵害となります。このような形態による複製は大量の複製が行われる可能性が高く、権利者の利益を不当に侵害することになるからであります。レコードやビデオのレンタル店などにおける店頭ダビングにより、著作者の利益を損なう事態に対処することを契機として、このような複製行為の「法的主体」が利用者個人であるのか、機器を設置している店であるのかということを検討するまでもなく、明確に規制することができるようにするため、この規定が導入されたとも言えます（作花文雄「詳解著作権法」319頁）。

i) では、私的使用を目的として、コンビニエンスストア等のコピー機を利用して書籍を複製する行為はその書籍の著作権を侵害する行為に該当

するのでしょうか？

かかる行為は、「新法第三十条第一項第一号及び第百十九条第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。」（附則5条の2）の経過措置の規定により、例外的に著作権を侵害する行為に該当しないとされています。これは、国民生活において複写機器の利用ニーズが相当高く、また、家庭内で複写機器が普及していない現状から、必然的に公衆の利用に供される複写機器を使用せざるをえないこと等の理由から設けられた規定であります。よって、現時点においては、文書、図画については公衆に供される複写機器であるか、自己が所有する複写機器であるかを問わず自由にそれを複写することが可能です。

④ 技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第1号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合ではないこと（1項2号）

これは、平成11年の法改正により、平成8年12月のWCT及びWPPTへの対応として導入された規定であって、技術的保護手段に用いられている信号の除去、改変を行うことにより、コピー等の複製を可能とし、又はその技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害が生じないようにする行為を意味します。技術的保護手段をあえて解除する者、またはその事実について悪意である者については、たとえ私的使用であってもその複製を認めるべきではないことから設けられた規定であります。このような複製を行う者は著作権を侵害した者として民事上の責任を負うものの、刑事上の責任については免除されており（第119条第1号括弧書）、一方、技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置やプログラムの複製物を、公衆に譲渡等した者については、刑事罰を課すこととされています（第120条の2）。

2. 上記設例1の事案の検討について

以上の点を踏まえたうえで、上記設例1について検討すると、まず、設例の前段の、Xが自らの私的使用のためにコンサートの演奏を自ら録音する行為であるから、上記要件のうち、①②の要件は満たしています。

また、自らが所有する録音機器を持ち込んで録音したのであれば、③④についても問題はありませぬ。よって、このような行為は著作権侵害には当たりませぬ。ただし、そのコンサート会場の主催者等が海賊版の流出等を防ぐ目的から録音を制限する場合等は考えられます。また、設例の中段、その録音したものをダビングして不特定多数のクラスメートに譲渡する行為は、家庭内に準ずる程度の人數（4～5人）を超え、不特定多数であり、また、親密かつ閉鎖的な関係でもないことから、「これに準ずる限られた範囲」に含まれるものではなく、私的使用（要件①）にはあたらぬ、著作権侵害に該当すると解されます。さらに、設例の後段、その録音したものを親しい友人に販売する行為は、その範囲は「これに準ずる限られた範囲」に該当する余地がありますが、たとえ録音時に私的使用目的のものであっても、その販売時点において他人に複製するために録音したものとみなされ、私的使用目的外の複製行為であるとして著作権侵害となります（法第49条1項1号）。

【相談2】

Xが、友人又は貸しレコード店から借りたCDを自らの使用のためにMDに録音する行為は著作権侵害に該当するのかわ？また、その場合、著作者になんらかの使用料を支払う必要はないのかわ？さらに、購入したCDに収録されていた楽曲をファイル交換ソフトを使って自らのサイトにおいて他人に無料配信する行為はどうか？

（参考事例：文化庁ホームページ「著作権Q & A」）

【相談2解説】

Ⅲ. 私的録音・録画補償金制度について

1. 規定の趣旨

従来、個人的に又は家庭内において行われる複製行為は、量的にも零細であり、著作権者等の権利を不当に害するものではないという考えの下、著作権者等の権利者の権利が及ばないこととされてきました。しかし、近年の急速な録音・録画機器の急速な普及によって、音楽や映画を手軽に録音・録画することが可能となり、国民生活においても広く行われるようになりました。このような状況の中、国際的にもヨーロッパ諸国を中心としてそのような録音・録画行為に対して権利者に対する一定の補償制度を導入する国が増加してきました。そこで、録音・録画機器の急速な普及、国際的ハーモナイゼーションの見地、さらには利用者と権利者との利益の調整の観点から、平成4年法改正から、わが国においても私的録音・録画に係る補償金制

度を導入することとされました（法第30条2項）。

2. 規定の内容

(1) 補償金の対象機種

補償金の支払義務の対象となるものは、政令で定めるデジタル方式の機器及び記録媒体であって、アナログ方式のものは除外されております。これは、デジタル方式はアナログ方式に比べ、高品質の録音・録画が可能であり、また、複製を重ねても劣化がほとんどないことから真正商品との代替性が高く、権利者に与える不利益が大きく、さらに、補償金の支払い義務者は一般消費者であり、既にほとんどの家庭に普及しているアナログ方式のものまで対象とすることは、社会に与える影響が大きいことも考慮されたものであります（作花文雄「詳解著作権法」第三版322頁）。この政令による指定については、当初、録音については、磁気テープを記録媒体としたDAT、DCC及び光磁気ディスクを記録媒体としたMDの3種の記録媒体が指定されておりましたが、その後、平成12年に光ディスクを記録媒体とするCD-R（1回のみ書換可能）とCD-RW（複数回の書換が可能）が新たに追加指定されました。録画についても、従来のものに追加して、光ディスクを記録媒体とするDVD-RWやDVD-RAMが新たに追加指定されております。

(2) 集中管理方式の導入

本来であれば、著作権の行使は権利者自らが行使すべきものであるから、その補償金の徴収についても自らの責任によって行うべきであります。個々の権利者が利用者の実態を正確に把握し補償金を徴収することは極めて困難であり、実際的ではありません。そこで、文化庁が指定する団体（私的録音については社団法人「私的録音補償金管理協会」（SARAH）、私的録画については社団法人「私的録画補償金管理協会」（SARVH））によってのみ権利行使をさせることとし、集中管理方式が採用されております（法第104条の2第1項）。

(3) 製造業者等の協力義務

上記のように補償金を徴収するのは文化庁指定の任意団体であります。その団体が個々の利用者に対して直接補償金をその著作物の利用の都度徴収することは不可能であることから、そのデジタル方式による録音・録画機器、記録媒体を製造・販売している業者にその徴収について協力義務を課しております（法第104条の5）。それにより、現在は録音・録画機器の価格にあらかじめ補償金を上乗せした額で販売し、消費者から事前に一定程度の補償金を徴収する方式が採られ

ています。

(4) 補償金の額

補償金の額については、管理団体がその額を定め、文化庁長官に許可申請して、申請を受けた文化庁長官が文化審議会に諮問したうえで許可することとされており(法 104 条の 6)。具体的には、録音・録画機器、記録媒体の基準価格の 1～3%以内とされており、また、その徴収した補償金額の二割程度は、権利者全体の利益を図るために、著作権等の保護に関する事業等のために用いられなければならないと規定されています(法第 104 条の 8)。

3. 私的録音・録画補償金制度の問題点について

以上のような方法によって、わが国においてはデジタル方式による私的録音・録画について補償金を徴収しておりますが、その徴収方法にはまだいくつもの問題点があり、例えば、私的録音をしないことを証明すれば、録音機器の購入時に徴収された補償金の返還を求めることができると規定されておりますが(法 104 条の 4 第 2 項)、実際にどのようにその事実を証明するのが明確ではなく、また、たった 1 度の私的録音をした場合と何十回と私的録音した場合とに関係なく一律に金銭的負担が徴収されていること、さらには、すでに著作権の保護期間が過ぎて、本来何人も自由に録音、録画する場合や自分で撮影したホームビデオ等を記録媒体に記録する場合にまで補償金が徴収されていること等について、なお多くの議論の余地が残されております。

4. 上記設例 2 の事案の検討について

以上の点を踏まえたうえで、上記設例 2 を検討すると、X が、友人又は貸しレコード店から借りた CD を自らの使用のために MD に録音する行為は、私的使用のための録音行為であるから、その目的から逸脱しない範囲内のものであれば、著作権法上なんら問題はありませぬ。ただし、デジタル方式による記録媒体(MD)への録音であるから、その録音に対して補償金の支払いが必要となります。ただし、上記のようにこの補償金はその記録媒体(MD)及び録音機器(MD プレーヤー)の購入の際に既に支払い済でありますので、新たに徴収されることはありません。しかし、購入した CD に収録されていた楽曲をファイル交換ソフトを使って自らのサイトにおいて他人に無料配信する行為は、その利用者が特定されておらず、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内における使用ではないことから私的使用には該当せず、音楽の

著作権(複製権、公衆送信権)、演奏者・歌手等の実演家の権利(録音権、送信可能化権)、レコード原盤を作成したレコード製作者の権利(複製権、送信可能化権)の侵害となります。

また、裁判例として、放送法上の委託放送事業者として通信衛星放送サービスを行う会社が、放送を通じて提供する音楽番組において各レコードに固定されている各楽曲の実演を公衆に送信するに当たって、各音源に係る音楽データを保有サーバに蓄積する行為は、その楽曲に関する著作権及び著作者隣接権の侵害に当たるとしてレコード会社数社が提訴した事件がありました(平成 12 年 5 月 16 日東京地裁判決(平成 10 年(ワ)17018 号事件「スターデジオ 100 事件」)。これは、各レコード会社が、通信衛星放送によって高品質の録音が可能な点について、真正商品との代替性が高く、それを受信した消費者がその衛星放送番組から CD や MD に録音した場合に、その楽曲に係る著作権及び著作者隣接権が不当に害されることを危惧したものでありますが、判決では、この音楽番組は、著作権法で定められた放送にあたりと認めたとうえで、たとえ受信者が複製を行う蓋然性が高いとしても、「録音するのは受信者の自由な意思に基づくもの」であって、それを私的使用の範囲内で使用するのであれば、違法ではないとして、送信者の複製主体性を否定しております。

このように情報技術の発展に伴い、著作物の内容を劣化させることなく大量にメディアやインターネットを通じて消費者に発信し、さらにそれを消費者が私的使用の目的の範囲内とはいえ、オリジナルとほぼ同様の品質をもって複製することが可能となった現在においては、今の法制では著作権者の利益を十分に保護することは困難であると思われまます。

IV. まとめ

以上のとおり、私的使用及び私的録音・録画補償金制度については、多くの課題が残されており、特に近年 i Pod 等のデジタル音楽プレーヤーの普及に伴い、政府の審議会では、そのデジタル音楽プレーヤーについても補償金徴収の対象とし、また、パソコンに内蔵された録音・録画機能についても補償金の対象とすることを検討しています。さらには、インターネットで楽曲、動画をダウンロードして購入した場合の著作権の在り方等についての問題もあり、将来に渡って一般消費者と著作権者との利益の調整をどのように図ることが適切なのか十分議論がなされ、立法が整備されることが望まれております。

(原稿受領 2005.11.30)